

佐世保市監査委員公表第14号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

港湾部 分

令和8年4月9日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



7 港管第 7 5 5 号
令和 8 年 4 月 6 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

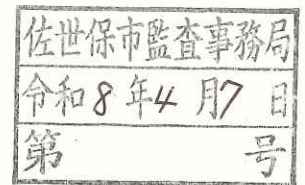
佐世保市長
宮島 大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和 8 年 3 月 2 4 日付、佐世保市監査委員報告第 3 9 号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

港湾部 みなと振興・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>事務処理規程においては、「税外収入（条例、規則等で確定しているものに限る。）の徴収に関すること」は課長決裁とされています。</p> <p>このため、情報公開条例施行規則別表に記載のある「電磁的記録に複写したもの」に係るCD-R代についても、条例等に基づき額が定められているものと認識し、課長専決事項であると誤認して処理していたものです。</p> <p>今後は、課内での周知徹底を図るとともに、起案時及び決裁過程における確認を強化し、再発防止に努めます。</p> <p>歳入調定伺について、令和8年1月30日に部長までの決裁を行いました。</p>

措置通知書

港湾部 みなと振興・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していないものがあつた。</p> <p>② 佐世保市財務規則第166条の2第1項第1号及び佐世保市財務規則事務取扱要領4(3)により600万円以上1,200万円未満の業務委託契約にかかる予定価格の設定者は部長及び準部の長と規定されているにもかかわらず、課長が予定価格を設定しているものがあつた。</p>	<p>対象の契約は、毎年度、特命随意契約により締結している案件です。</p> <p>登録外業者である場合には理由書の作成が必要であることは認識しておりましたが、契約相手方が町内会等の市内非営利団体であつたことから、登録の有無の確認が不十分であり、該当するとの認識に至らないまま契約事務を進めておりました。</p> <p>原因は、相手方の性格に着目するあまり、登録の有無の確認が不十分であつたことによるものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和8年1月30日付けで決裁文書に「登録外業者を選定する理由書」を添付いたしました。</p> <p>また基幹要綱の改正により、令和8年度以降の契約については理由書の作成は不要となり、業者選定伺いに選定理由を記載する運用へ変更されております。</p> <p>今後は、登録の有無を必ず確認し、該当する場合には業者選定伺いに適切に理由を記載するなど、適正な契約事務を徹底してまいります。</p> <p>財務規則事務取扱要領第4項の規定に対する理解が十分でなかつたものです。</p> <p>業務委託契約の締結に当たり、前年度(令和6年度)の実施内容を参考に手続きを進めましたが、前年度は契約金額が6,000千円未満であつたことから、予定価格設定者が課長とされておりました。</p> <p>そのため、財務規則事務取扱要領の規定内容を十分に確認しないまま、本年度についても予定価格設定者は課長で差し支えないものと誤認し、処理を行ったものです。</p> <p>今後は、財務規則及び財務規則事務取扱要領の規定を十分に確認・理解した上で事務処理を行うとともに、前例に依拠することなく、決裁権者等による複数確認を徹底してまいります。</p>

措置通知書

港湾部 みなと振興・管理課

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 財産管理事務</p> <p>① 港湾施設使用許可において、佐世保市港湾施設管理使用条例施行規則の各条項で定められた様式を使用していないものがあった。</p>	<p>当該様式は港湾使用料システムから出力して使用しておりますが、システム出力様式と規則で定める様式との内容確認が十分でなかったものです。</p> <p>原因は、港湾使用料システムの導入時における帳票出力設定において、佐世保市港湾施設管理使用条例施行規則に定める用語ではなく、一般的な呼称等を誤って登録したことなどによるものです。</p> <p>また、システムから出力される様式が実務上の標準となっていたことから、規則との照合確認が不十分となり、長期間にわたり差異を認識できないまま運用していたものです。</p> <p>今後は、規則等の改正時に限らず、定期的にシステム出力帳票と様式との照合確認を実施し、適正な公文書作成を徹底してまいります。</p> <p>今回の指摘を受け、令和8年3月31日付でシステム改修を完了し、当該様式を規則のとおり修正しました。</p>

措置通知書

港湾部 みなと整備課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 出張命令伺において、佐世保市事務処理規程第6条及び旅費条例・規則・運用方针对応表により、課長補佐職以下の海外出張は副市長専決事項と定められているにもかかわらず、副市長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>事務処理規程において、課長補佐以下の職員の海外出張に係る決裁区分の記載がなかったことから、同規程第8条第1号「主幹及び課長補佐職以下の職員の出張命令その他勤務命令に関すること。」の規定を適用し、課長決裁事項であると認識しておりました。</p> <p>そのため、本来必要であった副市長までの決裁を受けることなく処理を行っていたものです。</p> <p>今後は、海外出張に係る決裁区分について、課内で統一的な取扱いを整理し共有することで明確化するとともに、起案時における決裁区分の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>今回の指摘を受け、出張命令伺については、令和8年3月4日に副市長までの決裁を受けました。</p>

措置通知書

港湾部 クルーズ事業推進課

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 市有財産一時貸付賃貸借料ほかにおいて、地方自治法施行令第154条第3項で「…納入の通知は、…納期限…を記載した納入通知書でこれをしなければならない。」と規定されているにもかかわらず、納期限を記載することなく納入の通知を行っているものがあった。</p>	<p>納付書の発送に際し、納期限を納入通知書に記載する必要があるとの認識が不十分であったため、記載しないまま送付していたものです。</p> <p>原因は、契約書や覚書において納期限や支払期限を定めている場合には、納入通知書への記載は不要であると誤認していたことによるものです。</p> <p>今後は、納付書の発行に当たっては、法令、契約書及び関係規程に基づき納期限を確実に設定し納入通知書に明記するとともに、発行時に複数職員による確認を行うなどチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底してまいります。</p>
<p>2. 財産管理事務</p> <p>① 市有財産一時貸付契約において、佐世保市財務規則第158条第2項で「契約の一部を変更する必要があるときは、相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、賃貸借料を年度額一括納付から分割納付としたことについて変更に関する契約の締結を行っていないものがあった。</p>	<p>当初は、契約書別表のとおり賃貸借料を一括納付とする前提で協議を行っておりましたが、その後、相手方からの申し出により、年4回の分割納付とすることに合意しました。</p> <p>しかしながら、変更契約の手続を行わないまま事務処理を進めたため、契約書上は一括納付のままとなっております。</p> <p>原因は、契約内容の変更に当たっては変更契約の締結が必要であるとの認識が不足していたことによるものです。</p> <p>再発防止策として、契約事務に関する研修を実施し職員の理解向上を図ります。また、契約変更に係る判断基準や事例を整理した資料を活用するとともに、管理職による確認を行う体制とすることで、組織的なチェック機能の強化を図ります。</p> <p>また、令和8年3月25日付で本件に係る経緯等について文書により記録・保存しており、事務処理の経過を明確にすることで、同様事案発生時における適切な対応につなげてまいります。</p>